

## 平成 27 年第 2 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	① 請 願 第 3 号 ② 請 願 第 4 号	受理年月日	① 平 27. 6. 8 ② 平 27. 6. 8
件 名	① 「安全保障関連法案」に反対する意見書提出について ② 「安全保障関連法案」に反対する意見書提出について		
結 果	平成 27. 7. 1 第 2 回定例会で不採択		
付託委員会	総務消防委員会		

### (委員会における審査経過)

本件は、3号＝集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連法案」に反対し、同法案を撤回することについて関係行政庁に対し、4号＝「安全保障関連法案」に反対することについて国会及び関係行政庁に対し、それぞれ意見書の提出方を要請されたものである。

委員会においては、請願紹介議員から趣旨説明を受け、質疑を行った後、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「現在、国会で審議されている安全保障関連法案は、現行憲法の枠を逸脱していることが明白であると指摘した上で、第一に、専守防衛という安全保障の方針の下、周辺事態という概念を強く持っていたが、その概念を撤廃していること。第二に、集団的自衛権行使に当たっての新三要件により、武力行使の明確性が担保されているとは言えず、歯止めがかかるとは到底思われないこと。第三に、そもそも同法案の論拠となっている砂川事件判決は、論拠に足りうるものでないことが明白であること。以上の点を踏まえ、国民、市民の生命と財産を守るため、専守防衛の精神の下、個別的自衛権の行使が当然のことであることを申し添えて、本件については採択したい。」という意見、「政府・与党は、二度と戦争を繰り返してはいけない、国民の命と平和な暮らしを守り抜く決意の下、国際法上の正当性を有するとともに、国民の理解が得られるよう国会の関与などの民主的統制を適切に確保し、また、自衛隊員の安全確保を図るための必要な措置としての三原則が貫かれた安全保障関連法案を今国会に提出し、現在、衆議院平和安全法制特別委員会において議論を尽くし会期内に成立を図るべく努力を続けている。最近の日本を取り巻く情勢は、残念ながら決して安全とは言えず、ここ数年、日本人がテロの犠牲になり、また、北朝鮮の数百発の弾道ミサイルは、日本の大半を射程に入れている。さらには、日本に近づく国籍不明の軍用機に対する自衛隊機の緊急発進の回数は、10年前と比べ7倍にふえるなど、その深刻さを増している。このような中、日本の安全を守っていくためには、米国との同盟関係を強化しながら周辺国だけでなく世界中の友好国と信頼関係を深める外交努力が何よりも重要である。しかしながら、平和は単に願うだけでは実現せず、具体的な行動が必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容する中で、あらゆる事態を想定し切れ目のない備えを行うための平和安全法制の整備は必要不可欠であることから、本件については不採択としたい。」という意見、「第二次世界大戦後の日本

がこれまで歩んできた道は、さまざまな国際環境の中で、厳しい時代を幾度となく経験してきているが、日本外交の基本は憲法前文と第9条に基づいたものを中心として平和国家としての道を歩んできたことが大枠としてあることを理解した上で、いかなる事態においても、引き続き憲法を基本にした努力により、世界をリードする国として進むべきであると考えている。また、請願要旨にある見解と一致していることから、本件については採択したい。」という意見、「日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守るための自衛の措置がどこまで認められ、その限界がどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が平成26年7月の閣議決定である。この閣議決定は、憲法第9条の下において許される論理的整合性や法的安定性を十分に配慮した上で、自衛の措置における発動の新三要件が定められ、そのことは法案に全て明記されている。自衛権の発動は、あくまで専守防衛で自国の防衛に限って許されるものであり、自国の防衛のための集団的自衛権、いわゆる国連憲章第51条において認められているフル装備の集団的自衛権は認められていない。また、日本が他国の世界規模での軍事行動に巻き込まれるのではないかと、いつでも、どこでも、日本が戦争に参加する仕組みがつくられるのではないかなどといった懸念に対する歯止めとして新三要件が明示されており、自衛隊の海外派遣の三原則などとともに、国連平和維持活動（PKO）参加五原則を踏まえることとしていることから、武力行使の拡大解釈にはならないことや自衛隊員の安全確保を図ることなど二重三重の制約を設けている。したがって、自衛隊の武力行使については、自国防衛のための自衛措置に限って許されるものであり、専ら他国の防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法第9条の解釈の根幹は維持されていることから、本件については不採択としたい。」という意見、「1点目に、同法案は集団的自衛権を容認しているが、これまで憲法第9条の下では武力行使は許されないとされてきたことから、これを逸脱した憲法違反の法案であること。2点目に、非戦闘現場において自衛隊が弾薬の補給、武器や武装兵の輸送などの後方支援を行う際に攻撃を受けた場合、武器を使用できると安倍首相が認めたことは、国際法上では武力行使にあたり、憲法第9条が禁止する武力行使とみなされる行為であること。3点目に、PKO参加五原則が破られても、過去には自衛隊が撤収しない現実もあった。同法案は周辺事態の要件を撤廃することにより、自衛隊をいつでも地球上のどこにでも派遣することを可能にするものであり、米軍などの他国の軍隊と共同で軍事行動を展開することができるようになるなど、まさに日本が海外において戦争ができる国に転換する法案であること。4点目に、敗戦後約70年、憲法第9条があったからこそ日本の平和は守られてきた。集団的自衛権を行使することで、米国の戦争に自衛隊が参戦することになれば日本の平和は守れないし、憲法第9条こそが安全保障を約束したものである。日本は現在、憲法第9条を生かして、近隣諸国との間で平和外交を徹底して行っているか疑問である。武力で威嚇することが抑止力とは思えず、むしろ新たな危機が生じることで、国民の命と財産を守ることができないと危惧されるからこそ、大多数の憲法学者が立場を超えて違憲の認識を示しているものと思料すること。以上のようなことから、本件については採択したい。」

という意見、「平和安全法制の整備は、国民の命と平和な暮らしを守るために、大切な法案であると考えており、二度と戦争を起こさないこと、日本国民の命と平和な暮らしを守ることは、最も重要な政治の責任であり、戦争に巻き込まれることがないように、すきのない構えで、さらに抑止力を高めることが重要である。特に離島を多く抱える本県にとって、軍隊ではない武装集団が離島を不法占拠するケースにおいて、警察の対処能力を超える場合に、自衛隊が迅速に出動できるようになることで、より安全になる。今回の法案は厳しい歯止めもかけていることから、むやみに自衛隊を出動させることはできないようになっており、国際貢献による場合もPKO参加五原則などを満たす場合に限られ、外国の軍隊の後方支援では国会の承認が必要である。武力行使を行う場合も新三要件を満たすことに加え、国会の承認が必要である。平和と安全を守る活動への支援を充実するとともに迅速化が求められている。日本を守るための集団的自衛権の行使を限定的に容認する平和安全法制を巡る検討は、第一次安倍政権のときから、有識者懇談会等を含め足かけ9年にわたって行われ、国会においても集中審議を含め、政府の考えは説明されており、また、自民・公明両党の安全保障法制整備に関する与党協議会は25回開催され、その都度、資料を公開し透明性の確保に努めている。さらに、自民党のホームページでは、切れ目のない平和安全法制に関するQ&Aを初め、政策ビラなどを使って、わかりやすく丁寧に説明している。自衛隊を活動できるようにするためには国内法が必要であり、立法の過程において国会の承認を含め具体的な手続を定めることとしている。今後も国会審議を通じて、多くの国民の意見を反映した広範な議論が行われ、その中でさらに国民の理解を得ていくものと思料する。自民党は、24年の総選挙以来、安全保障法制の整備を公約に掲げ、選挙を通じて国民の審判を受けてきており、26年末の総選挙においては、26年7月1日の閣議決定に基づき法案の整備を速やかに図ることを公約に掲げた。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民と約束したことについて、速やかに実現を図ることは当然のことと考える。世界のどの地域においても脅威が発生し、どの国においても直接的な影響が及ぼされる状況になっている。安全保障環境が激変する中、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を速やかに行う必要があることから、本件については不採択としたい。」という意見、「国際環境が一段と厳しくなっており、一国だけでは自国を守ることは厳しくなってきたことを踏まえ、同法案の整備においては、新三要件による歯止めがかかるように努めている。いずれにしても国民の安心安全を守り抜くことが、第一義的に大切なことであり、国民に対しわかりやすく説明をした上で、早期の法案成立に向け努力すべきであることから、本件については不採択としたい。」という意見、「同法案については、国において、国民にわかりやすい説明が求められている。日本の行く末を考えたときに、ぜひその方向づけを行っていただきたいと考えている。現在、国会において論議をしていることから、政府・与党を含め、国民が理解できるよう慎重に議論を尽くしていただきたい。一方では、日本を取り巻く環境は非常に厳しくなっていることを踏まえると、我が会派としては、我が国の平和と安全を確保するため、安全保

障の観点から必要な法案と理解していることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。